

# 農地の転用・売買には許可が必要です

「自分の農地だから、許可や届け出などしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのではないか」と思っておられる方はありませんか？

耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護するとともに、優良農地を守り、農地の効果的な利用を図るために、「農地法」という法律があります。

農地を売ったり、貸したり、転用するときには、「農地法」に基づく許可が必要です。

## ●農地法第3条

農地を農地として所有権、賃貸借権等の権利の移転、設定をするとき。

- ・個人がその住所を有する区域内は、農業委員会の許可が必要。
- ・個人がその住所を有する区域外は、県知事の許可が必要。

[資産保有や資産目的による売買、または農地を取得する適格者（耕作面積が申請地を含め50a以上）でない場合には許可されません。]

## ●農地法第4条

自分の農地を農地以外（住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林等）に転用する場合、農業委員会を経て県知事の許可が必要。

## ●農地法第5条

農地を売買、賃貸等により農地以外（住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林等）に転用する場合、農業委員会を経て県知事の許可が必要。

## ●農業施設として転用する場合

農業施設として転用する場合は、（農業用建物は200㎡未満、農道や用排水路等に転用する場合は面積に関係なく）許可はいりませんが届け出が必要です。

## 申請書提出及び問い合わせは 農業委員会または各総合支所へ

申請の締切りは毎月15日です。ただし、15日が閉庁日の場合はその直前の開庁日とさせていただきます。

### 無断転用には厳しい罰則が！

転用許可を受けずに行った行為は、農地法違反ですので、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。

また、農地法第92条の規定により3年以下の懲役、または100万円以下の罰金が科せられます。

■問い合わせ 国東市農業委員会事務局 ☎0978②5167

## 平成18年度 下刈事業補助申請要領

下刈事業補助申請につきましては、提出期限を厳守の上、森林組合まで申請されるようお願いします。

### 補助対象林

#### ①スギ、ヒノキ、クスギ、ケヤキ等の植林地

- ・一カ所の面積が1反以上（10a）で、植林後6年以内の造林地
- ・植林後2、3年生の造林地については、2回刈りをすれば2回分の補助が受けられます。

#### ②天然クスギの山林

- ・一カ所の面積が1反（10a）以上で、クスギを伐採してから4年以内の山林
- ・以前に補助をもらっていない箇所については、

国土調査の図面を持参してください。

**申請方法** 申請は下刈後の写真を1カ所につき、部分写真2枚と全体写真1枚

### 申請期限（写真提出）

- ・2回刈補助事業申請 1回目 7月20日(木)まで  
2回目 9月20日(水)まで
- ・1回刈補助事業申請 9月20日(水)まで

※提出期限を過ぎたものや、写真のない箇所については補助対象となりません。（写真の裏に山林所有者名、住所、山林所有地番を記入）

### 申請・問い合わせ

国東町小原 東国東郡森林組合 ☎0978②3755